

## 第4章 指導の開始と終了

## 1 指導の開始までの手順

### (1) 中学校で初めて特別支援教室の指導を申請する場合

原則、小学校の特別支援教室での指導を開始する手順と同様であり、中学校の在籍学級担任や教科担任等からの気付きに基づき、校内委員会で当該生徒の特別な支援の程度について検討し、学校が区市町村教育委員会に特別支援教室での指導の開始について申請する。その後、区市町村教育委員会の判定会議の決定を受けて指導を開始する。

### (2) 小学校の特別支援教室で指導を受けていた場合

小学校の特別支援教室での指導の経過から、中学校入学当初から特別支援教室での指導を開始することで円滑に中学校への進学が果たせることが見込まれる場合がある。保護者が中学校の入学時に特別支援教室の利用の開始を希望する場合は、中学校への就学相談となるので、保護者が区市町村教育委員会に就学相談の申出を行う必要がある。保護者の希望に基づき、区市町村教育委員会は、在籍している小学校に対して特別支援教室の指導の経緯や評価を就学相談の参考意見として聴取したり、中学校の巡回指導教員や心理の専門家等による当該児童の行動観察を行ったりするなど、適切な就学相談を行い、中学校での特別支援教室の利用を決定する。

入学当初から特別支援教室での指導を希望しない場合は、保護者の承諾を得て、中学校への円滑な引継ぎを行う。

また、在学中に特別支援教室の利用を希望する場合には、上記「(1) 中学校で初めて特別支援教室の指導を申請する場合」の手順に従って、学校が区市町村教育委員会に申請する。

## 2 特別な指導が必要な生徒への気付き

### (1) 小学校からの引継ぎ

#### ア 個別の教育支援計画（学校生活支援シート）等による学校間の引継ぎ

小学校の校長は、進学先の中学校の校長と連携を図り、教育上特別な支援を必要とする児童に対する支援内容を記載した学校生活支援シート等を保護者の同意を得て、中学校に引き継ぐ。

中学校では、教科担任制となることや部活動が始まることなどにより、生徒の学習環境や生活環境が大きく変化するため、小学校で学びにくさを感じられた教科等について明確にしておく必要がある。そのため、教員相互の学校見学や当該児童及び保護者の中学校見学等の機会を設けるなど、小学校と中学校の積極的な連携を図ることが重要である。特に、小学校から引き続いて特別支援教室での指導が必要と考えられる場合には、特別支援教室の担当教員同士の情報交換や引継ぎに加え、当該児童や保護者による中学校の特別支援教室の見学や体験等を通じて、中学校での特別支援教室での指導について、理解を促すことが大切である。

## イ 区市町村教育委員会内での引継ぎ

小学校で特別支援教室を利用したことのある生徒については、区市町村教育委員会の就学相談担当と教育相談担当との引継ぎを確実にを行う。中学校入学時には特別支援教室での指導の対象となっていない生徒でも、中学校在籍中に教育相談担当部署等に相談がある場合があるので、指導の経過などの情報を適切に活用できるようにしていくことが重要である。

## (2) 在籍学級における生徒への気付き

### ア 在籍学級担任、教科担任の気付き

小学校では、在籍学級担任が、児童に発達障害があることに気付くのは、児童が授業中に立ち歩く、学習に関係のない話を始めるなど、授業の進行の妨げとなるような目立った行動をすることによる場合が多い。また、文字の読みや書きに課題が生じ、練習を積み重ねても成果が得られないなど、学習上の困難さが目立つ場合もある。

中学校では表面上友人関係や授業における態度等に問題が生じていなくても、思春期となり友人との円滑なコミュニケーションが取れず孤立していたり、障害特性上の困難さに起因する学習の積み上げが十分にできていないことから、中学校での学習に対応ができず、学習への意欲が低下していたりすることが見受けられる。これらの生徒の行動の変化に気付いたときには、特別支援教育コーディネーター、巡回指導教員、臨床発達心理士等に相談することが必要である。

### イ 保護者からの相談等による気付き

保護者が家庭における生徒の様子の変化等に気付き、在籍学級担任等に相談してくることがあり、これをきっかけに、生徒の発達障害に気付くことがある。学校の相談窓口を保護者に知らせるとともに、在籍学級担任等は、家庭での生徒の様子に関する保護者からの情報に敏感でいる必要がある。

## (3) 巡回指導教員や臨床発達心理士等の活用

### ア 対象生徒の状態等の把握

小学校からの引継ぎや、在籍学級担任や教科担任等が生徒の在籍学級での様子から、発達障害の可能性に気付いた場合、当該校の校長は、巡回指導教員に対象生徒の行動観察等を指示し、巡回指導教員はどのような指導・支援が必要であるかの所見を校長に報告する。

また、巡回指導教員では判断できない場合、校長は各学校を巡回する臨床発達心理士等に対象生徒の実態の把握を依頼し、専門的な知見に基づく所見や助言を得る。これらを踏まえ、校長は必要に応じて校内委員会を招集して対象生徒に必要な支援のレベルを検討し、検討結果に基づいて対象生徒に必要な指導・支援が実施できるように準備を進める。

### イ 生徒本人及び保護者への説明

発達障害の可能性のある生徒への気付きから、支援開始の準備に至る経緯の中で、適宜、保護者に対して状況を説明することが必要である。その際に、巡回指導教員や臨床発達心理士等が、必要

な指導・支援の内容や指導・支援により期待される効果、指導の終了に関する見通し等について、専門的な見地から意見を述べることも有効である。説明するに当たり、通常の学級での指導・支援の工夫では十分な対応をすることが難しく、特別支援教室で特別な指導を受けることで、対象生徒の困難さに応じた適切な指導（自立活動）が可能ながあることと、通常の学級での授業時間中に特別支援教室で指導を受けることから、通常の授業をその時間受けられなくなることについて説明し、生徒本人及び保護者が総合的に検討できるようにすることが大切である。

### 3 在籍学級での配慮による経過観察

#### (1) 在籍学級での配慮

在籍学級担任や教科担任等が気付いた当該生徒の困難さに関しての巡回指導教員や臨床発達心理士等の行動観察による助言等を踏まえて、特別支援教育コーディネーターが、在籍学級で指導するための教室環境の調整や指導方法の工夫について、在籍校での実施可能性を考慮して在籍学級担任や教科担任等に提案する。提案事項を実施した後の当該生徒の変容とその周囲の生徒の様子について、経過観察を行い関係教職員間で情報交換をすることが、より適切な支援を検討することにつながる事となる。

#### (2) 特別支援教育コーディネーターを活用した在籍学級担任と教科担任の連携

当該生徒に関わる在籍学級担任と教科担任の全員が一堂に会して検討する機会は限られていることから、通常の情報交換は、特別支援教育コーディネーターが中心となって、教員間の連携を図ることが必要である。具体的には、当該生徒の授業中の困難さの状態や有効だった指導方法を集約し関係する教職員に周知することである。必要に応じて、在籍学級担任と特定の教科担任の打合せの機会を調整することも必要である。これらの具体的な指導の記録は、校内委員会で支援の必要度を検討する際に有効である。

### 4 指導の開始、終了の判定の在り方

#### (1) 校内委員会の役割等

##### ア 校内委員会の委員構成

特別支援教育を実施するための、各学校における体制の整備及び取組として、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付19文科初第125号）により、特別支援教育コーディネーターの指名とともに、「校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関す

る委員会を設置すること」とされた。都では、平成19年度中に全公立小学校・中学校において校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を完了している。

校内委員会の委員構成について、当該通知では、「校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の在籍学級担任、学年主任、その他必要と思われる者など」としている。これまでは、「通級指導教室担当教員」に該当する教員は通級指導学級設置校のみであったが、特別支援教室導入後は、拠点校のみならず、巡回校でも巡回指導教員を委員とすることが望ましい。また、必要に応じて、臨床発達心理士等の出席も可能である。

### イ 校内委員会における検討

特別支援教室での特別な指導の必要性についての検討の流れを以下に示す。

- (ア) 特別支援教育コーディネーターは、学級担任、教科担任や保護者からの情報により、発達障害の可能性のある生徒に対する校内での指導・支援について検討する必要があることを、校長、副校長に報告する。
- (イ) 校長は、巡回指導教員に発達障害の可能性のある生徒の行動観察を指示する。
- (ウ) 校長は、対象生徒に対する支援策を講じる必要があると判断した場合、校内委員会を招集する。
- (エ) 校内委員会で校長は、特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任及び教科担任等から対象生徒が在籍学級で抱えている困難さや在籍学級での状況等について報告させ、対象生徒の必要な支援のレベルを判定する（下表参照）。この際、臨床発達心理士等からの専門的所見を得るため、校内委員会への出席や書面での所見の提出を求めることが重要である。

【表 発達障害のある生徒への支援のレベル】

レベル1	在籍学級担任や教科担任等が、巡回指導教員や臨床発達心理士等の助言に基づいた、指導法の工夫等を行うことにより、生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

- (オ) 保護者に対して、校内委員会の検討に至った経緯、検討の結果、支援策について説明し、了解を求めるとともに、保護者の意見を聴取する。
- (カ) 保護者の求める支援が校内委員会の判断と一致しない場合には、継続して校内委員会で検討するとともに、保護者への説明を行い、相互の合意形成を図る。
- (キ) 対象生徒の支援がレベル3であり、保護者の合意も得られた場合には、校長は特別支援教室での特別な指導の開始について区市町村教育委員会に申請する。

## ウ 利用申請時の指導目標等の検討

特別支援教室での指導の申請を行うに当たっては、対象生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などをあらかじめ設定する必要がある。

### (ア) 指導目標

対象生徒が在籍学級で抱える困難さの的確な把握に基づき、どのような困難さをどの程度まで改善すれば対象生徒が他の生徒と共に学習することができるようになるか等の目標を設定する。

なお、比較的障害の程度が軽度の生徒については、短期間での指導の終了も視野に入れた指導目標を検討する。

### (イ) 指導方針

対象生徒が指導目標を達成するために、指導内容（自立活動）や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定する。

### (ウ) 週当たりの指導時間

週に何時間程度の特別な指導が必要なのかを検討して設定する。

## (2) 区市町村教育委員会における指導の開始と終了の判定

### ア これまでの通級指導学級の指導の開始と終了を判定する委員会等

これまでの区市町村教育委員会における通級指導学級の指導の開始と終了の判定は、各学校の校長からの申請に基づき、区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会や類似の委員会で行っている。しかし、後者では、委員が区市町村教育委員会の事務局や通級指導学級設置校の校長と通級指導学級担当の教員のみである場合があり、最終の判定を通級指導学級の担当教員に委ねている現状もある。このため、判定が、特別な指導を実施する教員の視点に限定されてしまい、当該生徒や保護者、在籍学級担任等の期待や意見が反映されにくい場合がある。

### イ 特別支援教室での指導の開始と終了を判定する委員会の構成員

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付 25文科初第756号）は、「障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること」としている。

このこととこれまでの通級指導学級の指導の開始と終了の判定の現状を踏まえると、区市町村教育委員会における特別支援教室での指導の開始と終了の判定に関しては、教育関係者だけでなく、小児精神科医等の医療関係者、臨床発達心理士等の心理専門職など広く関係者を委員とすることが求められる。

### ウ 判定委員会の開催回数

小学校の特別支援教室及び中学校の通級指導学級の指導の開始と終了を判定する委員会の開催

回数についても、年間1回から10回程度まで、区市町村によって様々である。

年度途中でも、特別支援教室での指導を必要とする生徒は、在籍学級において何らかの問題が発生していることが想定され、その問題を解消するためには、早急に特別な指導を受けることが必要である。

待機する生徒を生じさせないようにするためには、特別支援教室での指導の開始と終了を判定する委員会（以下「判定委員会」という。）は、必要の都度開催されることが望ましい。

## エ 判定委員会による判定

判定委員会は、各学校からの申請内容について、各委員の専門的立場に基づく検討を行い、対象生徒の特別支援教室での指導の必要性について判定する。判定に際して、判定委員会の専門家等が発達検査等のアセスメントを実施し、その結果を加えた検討を行うなど根拠に基づいた判定を実施することが重要である。

## オ 特別な指導開始の判定

対象生徒の特別支援教室での指導目標、指導方針、週当たりの指導時間等について、各学校の校内委員会で検討された内容について、判定委員会で改めて検討し、検討結果を当該校の校長及び拠点校の校長に通知する。保護者に説明する際には、特別支援教室は、当該生徒の障害特性からくる困難さへの課題に取り組み、可能な限り多くの時間、通常の学級での学習に参加し、自分の力を発揮できるようにすることを目標にしているため、一定の期間の一部の時間に特別な指導を受けるものであること、また、期間ごとに指導の成果及び課題について確認し、指導の終了及び指導の継続を検討するものであることを十分に説明し、保護者の合意を得て、特別な指導を開始する。

### (3) 特別な指導の評価

特別支援教室での指導については、少なくとも学期ごとに評価し、指導目標に対する進捗状況について校内委員会に報告する。校内委員会では、必要に応じて次の学期の指導目標の修正や指導内容、指導時数の見直しを行う。年度途中に指導内容等を見直した場合には、学校から区市町村教育委員会に報告を行う。

年度末を迎える時期には、次年度の指導の継続の可否や指導目標、指導内容、指導時数等について改めて検討し、区市町村教育委員会へ申請する。

また、指導目標に対する評価は定期的に生徒本人及び保護者に伝え、進捗状況について保護者と情報共有することが大切である。継続的に当該生徒の変容について保護者に報告することは、指導への信頼を得るばかりではなく、指導の終了を視野に入れた指導計画への理解を促すことにつながるものである。

### (4) 区市町村教育委員会における指導終了の判定及び保護者との合意形成

特別支援教室における指導の成果により、対象生徒が可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒と

共に有意義な学校生活を送れるようになることが特別支援教室の目的である。

このため、巡回指導教員、在籍学級担任、教科担任等による対象生徒の状態の把握や、保護者の申出から、特別な指導によって当初設定した指導目標が達成されたかについて、各学校の校内委員会で検証を行う。指導目標が達成されたと判断された場合は、校長は生徒本人及び保護者の合意を得た上で、指導の終了を区市町村教育委員会に申請する。

区市町村教育委員会の判定委員会は、当該校長の申請に基づき、指導開始の判定と同様に各委員の専門的立場に基づいて指導終了を検討する。その際、当該校長から提出された改善状況の報告を基に検討を行う。指導の終了が判定された場合、判定委員会は、当該校長及び拠点校の校長並びに保護者に、その旨を通知する。

#### (5) 指導の継続

次年度における特別支援教室での指導の継続について学校から申請があった場合には、区市町村教育委員会において、これまでの指導について学校からの評価を確認し、指導の継続や次年度の指導目標、指導内容、指導時数等を承認する。

## コラムQ&A

### Q3 通常の学級での指導

「発達障害のある生徒への支援のレベル」のレベル1及びレベル2に該当する生徒への支援とはどのようなものですか。

A3 通常の学級には、様々な実態の生徒が在籍しています。様々な実態の生徒の特性を踏まえて指導の工夫や配慮を実施していくためには、日々の学校の教育活動にユニバーサルデザインの視点を取り入れた、全ての生徒に分かりやすい授業づくりを行うことが必要です。

なお、ユニバーサルデザインの視点を意識するばかりに、教科指導の目標を下げることのないように注意する必要があります。「分かりやすい授業」は決して「目標を下げること」ではありません。全ての生徒が、「できた」、「分かった」、「身に付いた」と実感できる授業をつくることを目指し、授業改善を行うことが大切です。

学校教育におけるユニバーサルデザインの視点は、次のとおりです。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 学習環境の整備  | (2) 指導方法の工夫   |
| ア 場の構造化      | ア 焦点化         |
| イ 刺激量の調整     | イ 視覚化・情報伝達の工夫 |
| ウ ルールの明確化    | ウ 共有化・参加の促進   |
| エ お互いを認め合う工夫 |               |
| オ 時間の構造化     |               |

なお、通常の学級の取組を掲載している次の資料を参考にしてください。

○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について《小学校及び中学校での取組の事例集》（平成29年3月 東京都教育委員会）



## 第5章 指導内容と方法

## 1 特別支援教室での指導

### (1) 特別支援教室で行う指導とは

特別支援教室の指導は、これまでも情緒障害等通級指導学級で行われてきた対象生徒に対する指導と同様である。その目的は、在籍学級において対象生徒が抱えている困難さを改善することによって、在籍学級で有意義な学校生活を送れるようになることである。この困難さとは、障害による学習上又は生活上の困難であり、特別支援学校学習指導要領の自立活動を参考にして指導内容を計画していかなければならない。

なお、「自立活動の指導」について、平成 29 年 4 月に公示された特別支援学校学習指導要領では、その目標を「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と示している。

そのため、個別的な学習支援、あるいは精神疾患、家庭環境等他の要因のみにより一斉指導が困難な生徒は、特別支援教室での特別な教育課程に基づく指導ではなく、通常の教育課程の中で指導内容や方法を工夫していくことが適切である。

### (2) 自立活動の考え方

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するための要素と、障害による学習上及び生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を含んでいる。また、自立活動の内容は、個々の生徒に必要な項目を選定し、項目相互の関連性を考慮しながら具体的な指導内容を設定する。このように自立活動の指導をする際には、これら二つの要素とともに個々の生徒の実態を把握し、生徒の状態に応じた具体的な指導内容を設定することが必要である。

なお、自立活動の指導に当たっては、成長期にある生徒の実態は様々に変化するので、それらを見極めながら環境を整えつつ、指導内容・方法の創意工夫に努め、生徒の自立と社会参加の質の向上につながる指導を進めることが必要である。

### (3) 障害に応じた特別な指導とは

障害に応じた特別な指導については、平成 28 年 12 月 9 日に公布された「学校教育法施行規則第四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」(平成 28 年文部科学省告示第 176 号。平成 30 年 4 月 1 日施行)により、指導の内容の趣旨が明確化されたことに留意する必要がある。

改正前ただし書(「ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。’)も、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であったが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うこと

ができると解釈されることのないよう規定を改め、その趣旨が明確化されたものである。

本改正の趣旨を踏まえ、各学校が通級による指導を教科等の内容を取り扱いながら行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう十分留意する必要がある。

## 2 個別の教育支援計画(学校生活支援シート)及び個別指導計画の作成と活用

### (1) 巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等との協働による指導の充実

特別支援教室での特別な指導の目的を達成するためには、巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等とが協働して指導に当たることが重要である。

これまで、通級指導学級と在籍学級は別の学校に設置されていることが多かったため、このような協働関係を構築することが難しかった。しかし、対象生徒が在籍する全ての学校に巡回指導教員が巡回する新たな特別支援教室の方式では、巡回指導教員と在籍学級担任等が、定期的に出会うことができ、情報や認識の共有が格段に図りやすくなる。このような利点を生かすことによって、指導に一貫性を持たせやすくなり、対象生徒が在籍学級で抱えている困難さを改善するための効果的指導を実施することができる。一方、中学校の特別支援教室の指導に当たっては、自校の特別支援教室を利用することが原則であるが、中学生特有の課題への対応から他校での指導も一部併せて実施することが効果的な場合がある。この場合であっても、他校の特別支援教室が拠点・巡回校グループ内であれば、巡回指導教員が巡回する際に、当該生徒の情報交換が可能であるので、自校で指導を受けている生徒と同様に教員間の連携が図られる。

協働して行う指導をより効果的にするためには、特別支援教室での指導と在籍学級での指導が、相互に関連する実効性のあるP D C Aサイクルを構築する必要がある。巡回指導と在籍学級での指導が相互の関連を深めるためには、学校生活支援シートと個別指導計画を巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等が協働で作成し、活用することが不可欠である。

なお、巡回指導教員と在籍学級担任や各教科担任とが連携するに当たり、円滑かつ十分に実効性ある形で連携が進むよう、在籍校の特別支援教育コーディネーターが、連携状況を適宜確認するとともに、必要に応じて各自の役割についての共通理解を図ったり、打合せの機会を設定するなど、積極的に関与することが求められる。

また、特別支援教室に配置される特別支援教室専門員は、巡回指導がない日には在籍学級を回り、対象生徒の様子を記録し、巡回指導教員に報告する役割や、在籍学級担任のほか、当該生徒に関係する複数の教員との連絡調整を担う。このように、巡回指導教員と在籍学級担任及び教科担任等との連携における仲介役を果たすため、特別支援教室専門員は、巡回指導教員、在籍学級担任等の打合せに同席し、常に共通理解を図っておくことが不可欠である。

## (2) 学校生活支援シートの作成

次期学習指導要領では、「特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」(中学校学習指導要領総則)となっており、特別支援教室での指導を受ける生徒には、必ず作成する必要がある。

学校生活支援シートとは、従来からある個別の教育支援計画の意義に加え、入学時や進級・進学時の引継ぎの際、有効に活用することを一層明確にしたものである。

学校生活支援シートの作成と活用は、必ず保護者の了解を得て行う必要がある。このため、学校生活支援シートの作成に当たっては、早い段階から保護者の参画を求め、保護者とともに作成するという姿勢が重要となる。また、学校生活支援シートを中学校から次の進路先へ引き継ぎ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことが重要である。

## (3) 個別指導計画の作成

個別指導計画は、生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定して作成する。個別指導計画の作成に当たっては、対象生徒の学校生活支援シートの内容を踏まえるとともに、中学校における通常の学級の教育課程や指導計画等を考慮する必要がある。

特別支援教室での指導は、在籍学級において対象生徒が抱える困難さを改善するために実施することから、対象生徒の障害の状態等と、対象生徒の在籍学級での状況を的確に把握することが必要となる。このため、巡回指導教員、在籍学級担任等が協働して作成することが必要であり、さらに、指導は家庭の理解と協力が不可欠なことから、保護者が参画する必要がある。

なお、指導目標及び指導期間の設定における観点は次のとおりである。

ア 指導目標は、校内委員会での検討内容や区市町村教育委員会での判定委員会で検討された当該生徒の困難性に対する具体的な目標として示す。

イ 具体的な指導目標は、長期であっても年度末までの期間とし、評価する時期を明確にする。

ウ 具体的な指導目標を設定する際には、指導期間内に指導の成果が見込まれるものとし、課題が改善されれば指導の終了となることを分かるようにする。

エ 指導目標に基づく指導計画を立案する際には、指導の初期から指導の終了を見越した計画にするとともに、学習成果が在籍学級や家庭での支援につながり、より効果的に課題の改善を図れるようにする。

オ 比較的障害の程度が軽度の生徒については、短期間での指導の終了も視野に入れた指導目標と指導期間の設定を検討する。

## (4) 連携型個別指導計画の活用

都教育委員会では、個別指導計画の書式には、従来からの書式に加え、巡回指導教員及び教科担任等との連携をより深められるように工夫をした「連携型個別指導計画」や1か月などの短期間の目標を定め、対象生徒の状況に応じたスモールステップを設定して学習を進めることができる「短期個別指導計画」などを作成し、紹介している（『小・中学校の特別支援教育の推進のために』平成26年3月、[http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/26tokushi\\_suishin.htm](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/26tokushi_suishin.htm)）。

中学校では、在籍学級担任だけではなく各教科担任も指導を行うことから、このような書式を効果的に用いることで、より対象生徒の実態に即した指導が実施できるようになるとともに、生徒の指導に関わる全ての教員の共通理解を図ることができるようになる。

例えば、連携型個別指導計画の在籍学級での目標の欄に、各教員が分かりやすいように、「人間関係」、「書くこと」などのタイトルを付し、教科の学習場面でも生じる困難さに関する目標を記入したり、手立ての欄に、巡回指導により明らかになった具体的な支援策等を、教科の特性に合わせて明記したりするなどが考えられる。【次ページ図参照】

生徒一人一人の障害の状態等が異なることから、個に応じて目標や手立てを設定することが重要である。そのため、連携する在籍学級担任や教科担任は、それぞれ異なる困難さを有している生徒に対して、巡回指導教員と連携して目標や指導内容・方法を設定することが有効である。例えば、板書の際に重要な語句等を示すのに同じ色を用いたり四角囲みにしたりといった方法を、各教科で、統一して取り入れるなどの連携が考えられる。

# 連携型個別指導計画

学校	年 氏名
在籍担任	通級指導担当
平成 年 月 日作成	記載者

◎指導目標（長期目標）

例 人間関係の形成やコミュニケーションに関する目標には、「人間関係」などのタイトルを付し、具体的な目標を記入する。

在籍学級での目標

- (1) 「人間関係」相手に合わせた会話ができるようになる。
- (2) 「文章の読み取り」文章全体の流れをつかみ、要旨をまとめられるようになる。

通級指導での目標

- (1) 「書くこと」必要なことを書いたり、相手に分かりやすく話したりすることができるようになる
- (2) 「聞き取ること」・・・・・・・・・・

例 在籍学級での目標も踏まえながら、特別支援教室での指導目標を記入する。

◎短期目標と手立て、及び評価

●在籍学級（期間：平成 年 月～平成 年 月）

	評価（評価日）
<b>短期目標</b> (1) 「人間関係」・・・・・・・・・・ (2) 「読むこと」文章から、登場人物の気持ちの変化を表す語を見つける。	例 長期目標を踏まえた短期間の目標を記入する。 教科学習に関する短期目標を教科担当教員と連携して記入する。
<b>手立て</b> (1) 「構造化」・・・・・・・・・・ (2) 「視覚支援」情景を表わす絵などを用いてストーリーをわかりやすくする。	例 在籍学級で取り組める支援を記入する。

●通級指導（期間：平成 年 月～平成 年 月）

	評価（評価日）
<b>短期目標</b> (1) 「聞き取り」・・・・・・・・・・ (2) 「書くこと」自分の言いたいことをまとめて書くことができるようになる。	例 在籍学級での目標も踏まえながら、特別支援教室での指導目標を記載する。
<b>手立て</b> (1) 「メモの活用」相手の言うことを聞きながら、メモを取る。 (2) 「手順表」・・・・・・・・・・	例 特別支援教室での指導の手立てを記入する。在籍学級でも取り組めるよう、配慮する。

【図】

### 3 指導開始から終了までの在り方

#### (1) 指導開始直後の指導の在り方

指導開始直後は、対象生徒の実態を的確に把握するために、巡回指導教員は在籍学級に出向き、臨床発達心理士等の助言を得ながら、対象生徒の学級での様子を把握し、対象生徒が抱える困難さの状況や指導すべき内容を詳細に把握することになる。

この際、対象生徒の実態だけでなく、在籍する学級の状況、他の生徒との人間関係等を十分に把握し、対象生徒が抱える困難さの背景や要因等を明らかにすることが重要である。

また、当該生徒に対しては、巡回指導教員が特別支援教室で学ぶことに対する生徒本人の意向を聞き取るとともに、特別支援教室での指導目標や指導計画及び指導終了までの見通しについて、当該生徒の発達段階に応じて丁寧に説明する必要がある。

#### (2) 指導開始初期から中期における指導の在り方

対象生徒の個別指導計画に基づく特別支援教室における指導が開始された初期は、対象生徒が特別支援教室での学習について理解し、意欲的に取り組むようになる必要があるため、個別指導が中心として実施されるが、生徒の状況により2人又は3人の集団での指導が実施されることも想定される。この段階では、個別指導計画に基づく具体的な指導の内容が、生徒一人一人に適切であるのかを丁寧に見ていく必要がある。

このため、巡回指導教員は、在籍学級担任、教科担任や保護者から対象生徒の様子について聞き取り等を行い、臨床発達心理士等の助言も踏まえ、指導内容の見直しについて検討していく。

特別支援教室での指導が対象生徒にとって適切な内容であることが明らかになり、指導開始初期から中期になると、対象生徒も落ち着いて指導を受けられるようになってくる。この段階に進むと、特別支援教室での指導終了後の在籍学級での円滑な学習を想定し、より多くの生徒と共に学ぶ指導形態を取り入れることを試行する必要がある。また、特別支援教室での小集団を活用した指導だけでなく、特別支援教室での指導の成果を検証するため、対象生徒の在籍学級において、在籍学級担任等と連携を図った指導を実施することも有効である。この際、可能であれば、保護者に特別支援教室での指導や在籍学級での授業等を参観してもらい、対象生徒の状況について共通理解できるようにすることが望ましい。

#### (3) 指導終了段階の指導の在り方

特別支援教室での指導の成果により、特別支援教室での指導の終了が見込まれる場合には、巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等との連携により、円滑に特別支援教室での指導の時間数を段階的に減らし、指導を終了する。

このため、巡回指導教員は、在籍学級において在籍学級担任や教科担任と連携して当該生徒の行動観察を行ったり、当該生徒や周囲の生徒に指導や支援を実施したりする。巡回指導教員は在籍学級担

任や教科担任に対し、特別支援教室での指導の成果を踏まえ、在籍学級において必要となる配慮点等を明らかにして、適切に助言することが重要である。また、特別支援教室での指導の終了後も、定期的に対象生徒の状況を観察して把握するとともに、在籍学級担任等からの相談等に対応することが重要である。

また、特別支援教室での指導の終了に当たり、保護者に対して、今後の在籍学級において実施する配慮等について十分に説明し、了解を得ることも必要である。

## コラムQ&A

### Q4 指導時数

小学校では、従来の通級指導学級では週当たり半日程度の指導を受けていたが、在籍校での特別支援教室では、週当たり2時間程度の指導となり、指導時数が減ったケースがあると聞きました。特別支援教室の導入で、必要な時間数の指導が受けられなくなったのではないですか。

A4 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（25文科初第756号、平成25年10月4日）では、

「通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。」としており、都においても、特別支援教室での指導の開始に当たっては、対象生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などをあらかじめ検討し、設定の上、判定を行うこととしています。

小学校では特別支援教室の導入により、指導時数が減少している場合がありますが、これは、その理由として、自校で指導を受けられるようになったことにより、対象児童に真に必要な指導時数・指導内容が精選して行われるようになったことや、校内での連携が進み、通常の学級で行う配慮や支援が増えたことなどが挙げられています。指導の精選や校内での連携等により通級による指導時数が減少し、通常の授業を受けることができる時数が増えたことは、特別支援教室導入の効果の表れといえます。

### Q5 個別指導と小集団指導

小学校では、特別支援教室の導入により、活動場所がない、児童数がそろわない等の理由により、小集団指導を行うことができなくなったと聞きました。情緒障害等通級指導学級では、個別指導と小集団指導を組み合わせることで指導を行っていたので、全員に小集団指導を行うことができるようにする必要はないのですか。

A5 都において、特別支援教室での指導を開始するに当たっては、対象児童・生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たり指導時数などをあらかじめ検討し、設定の上、判定を行うこととしています。そのうち、指導方針においては、対象児童・生徒が指導目標を達成するために、指導内容や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定することとしています。

個別指導、小集団指導の指導形態は児童・生徒の障害の状態に応じて適切に設定するものであり、特別支援教室で指導を受ける児童・生徒全員に、必ず個別指導、小集団指導両方の指導が必要なものではありません。

また、文部科学省の見解でも、「個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが適当」とされています。

なお、指導上の必要がある場合には、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能です。



## 第6章 特別支援教室の運営

## 1 特別支援教室の学校経営方針への位置付け

### (1) 特別支援教室の導入に伴う校内体制の整備

特別支援教室の導入に伴い、全ての中学校において、発達障害のある生徒に対する指導や支援についての校内体制の整備を進める必要がある。

中学校の校長は、学校経営方針に発達障害教育についての基本的な考え方を示し、全教職員による組織的、計画的な校内体制を構築する必要がある。

### (2) 校長の責務

校長は拠点校、巡回校の別なく、通常の学級と同様に自校の特別支援教室での指導について、自らの責任において、自校の教育課程を編成することになる。このため、特別支援教室の教育課程の理解を深め、生徒一人一人の状況に応じた発達障害教育を推進する必要がある。

そこで、校長は、以下のことに留意して学校経営方針を作成する。

#### 【拠点校・巡回校共通】

- ① 一部の教員による支援から、全教職員による支援への転換
- ② 発達障害教育の理解と専門性の向上に向けたOJT、及び校内研修の実施
- ③ 巡回指導教員、在籍学級担任、教科担任、特別支援教育コーディネーター等の協働
- ④ 保護者の理解を得た学校生活支援シート、個別指導計画の作成
- ⑤ 生徒一人一人の障害特性に応じた教育環境の整備
- ⑥ 発達障害教育についての生徒や保護者への理解促進
- ⑦ 生徒の安全確保と対応方針の確立
- ⑧ 臨床発達心理士等による指導・助言・支援の活用
- ⑨ 外部の専門機関等（医療、福祉等）との連携の推進
- ⑩ 特別支援教室での指導に係る特別の教育課程の編成（教育課程届の提出）

#### 【拠点校】

- ⑪ 中長期的な視点での巡回指導教員の育成及び人事構想

#### 【巡回校】

- ⑫ 巡回指導教員は巡回校の教員であるという意識を全教職員に徹底

巡回指導教員には特別な指導の経験が豊富な教員もいれば、教職経験の浅い教員、特別支援教育を担当した経験がない教員もあり、経験や専門性は様々である。そのため、拠点校においては、経験が豊富で専門性の高い教員を、巡回指導の実施におけるOJTの実施や拠点校と巡回校との間の連携、巡回校の特別支援教育コーディネーターとの連携等において中心的な役割を果たす立場として位置付けることが望ましい。さらに、特別支援教室を安定的に運営していくために、中心となる人材として経験が豊富で専門性の高い教員が、経験の浅い教員のOJTに当たり、次期の中心人材としての活

用を想定した育成を行えるようにするなど、中長期的な視点での人材の活用・育成を人事構想に盛り込むことが不可欠である。

なお、教職経験の浅い教員には、広い視点から生徒を観察し適切な課題を見いだす力を育成するために、今後、通常の学級での指導を担当できるような人事構想も必要である。

また、巡回指導教員は拠点校が本務校になるが、巡回指導を行う日は、巡回校の教員として当該校の職務に専念できるようにしなければならない。そのため巡回校の校長は、巡回校の全教職員に対して、巡回指導教員が勤務する日は、当該校の教員であるという意識を持たせることが重要である。

発達障害教育については全ての教員が関わることから、校長は、発達障害のある生徒への指導や特別支援教室の意義等について教員の理解を促進し、指導力の向上を図る必要がある。

## 2 巡回指導教員の人事管理

### (1) 兼務発令

巡回指導教員は、巡回校では特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級での生徒の行動観察、校内委員会等の分掌業務、保護者対応等、様々な職務に従事することになる。このような中で、本務校である拠点校の校長が、巡回指導教員に対して巡回校でのサービス管理や、個別の職務に対して命令や指導を行うことは難しい。また、巡回校での業務における事故については、当該巡回校の校長が責任を負うことになる。巡回校では、巡回校の校長が作成した学校経営方針に基づき指導することから、当該巡回校の職員として校長の下で職務を行うことを明確にする必要がある。

通級による指導の制度化に係る通達「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成5年1月28日付文初特第278号初等中等教育局長通達）においては、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされている。さらに、「通級による指導の手引」においても、「各教育委員会においては、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う学校における身分取扱いを明確にする必要がある」と示されている。したがって巡回指導教員について、任命権者である都教育委員会が区市町村教育委員会の内申に基づき、拠点校を本務校とし巡回校を兼務校とする兼務発令を行う。

### (2) 人事管理

巡回指導教員は、通常、本務校である拠点校で勤務するのは限られた日となり、残りの日は巡回校で勤務することとなる。そのため、拠点校の校長は、巡回指導教員の巡回校での指導や教室運営等の状況を把握するため、巡回校の校長から意見聴取をするとともに、可能な限り授業観察等で実際の指導の様子を観察することが望ましい。

また、巡回校の校長は、自校の生徒が指導を受けることから、特別支援教室における指導の指導計

画や週案の確認を確実に行うことが必須となる。

### (3) 服務管理

中学校における教員の服務管理については、服務監督権が区市町村教育委員会にあることから、各校で適切に管理できるように取扱いを定め、学校に周知することが必要である。具体的には、出勤簿や休暇・職免等処理簿、旅行命令簿の管理などがあるが、このガイドラインでは、モデル区市の取扱い事例を参考として提示する（巻末資料P 119参照）。

### (4) 執務環境

巡回指導教員は、巡回校で生徒の指導を行うだけでなく、他の教員同様に個別指導計画や学習指導案の作成といった業務を行わなければならない。そのため、机やパソコンといった執務環境を整える必要があるが、教員間の連携を図るためにも、また、管理職による巡回指導教員の服務管理の観点や、生徒の指導記録等の個人情報紛失防止の観点からも、巡回指導教員用の執務室を別途用意するのではなく、職員室の中に巡回指導教員の執務場所を確保することが求められる。職員室に机、椅子、パソコン等を用意するほか、専用の下駄箱、ロッカーや出勤札を整える必要がある。

### (5) 給与等の支給事務

巡回指導教員の給与、各種手当、福利厚生及び公務災害に係る事務処理については、事務の煩雑化を防ぐためにも本務校で処理することが望ましい。

ただし、巡回指導教員の兼務校分の旅費については、兼務校で支給金額の計算を行い、本務校で支給することや、兼務校で発生した公務災害についても事故発生時の状況報告の資料作成等は兼務校が行うなどの連携は必要である。

### (6) 通勤手当

巡回指導教員は兼務発令に伴い、本務校及び兼務校の両方が勤務庁（旅費における在勤庁）となる。このため、自宅から本務校及び兼務校へは通勤扱いになり、交通費については通勤手当として支給する。一方、本務校及び兼務校の移動については出張扱いになるため、旅費を支給する。ただし、旅行雑費については、在勤庁間の移動になるため、支給対象にはならない。

また、通勤手当の認定事務は、上記(5)で提示した通り、本務校において行い、本務校の校長を所属長とする。認定に当たっては、「通勤手当の支給について（平成16年3月31日付15教人勤第321号）」における交替制勤務者等により算出する。

なお、算定手順等の詳細は、東京都教育庁人事部勤労課発行の「巡回指導教員に係る通勤手当算定事務マニュアル」を参照のこと。

## 第7章 相談機能

## 1 中学生の発達段階における適切な支援のための相談機能

### (1) 中学生の発達段階における適切な支援

中学校の特別支援教室の導入に伴い、中学生の発達段階における障害に起因する自信喪失や進路・将来への不安等に適切に対応し、生徒の心理的安定を図るとともに、進路や将来に向けての見通しを持たせるために、在籍校において相談機能の充実を図っていくことが求められる。

思春期を迎え、特に発達障害のある生徒の場合、自尊感情の低下や対人関係のつまづきから、学習上、生活上の困難さがより顕著になる傾向があり、それらの困難さの解決が図られないことから、集団への不適応に至る場合もある。そうした課題を抱える生徒に対して、特別支援教室における「自立活動」の指導において、人間関係の形成やコミュニケーションに係る指導、又は心理的安定を図るための指導を行ったり、指導の時間以外でも、適切に生徒の悩みの相談を受けることで、学習意欲の喚起や心理的な安定を図ることが重要となる。

また、中学生の発達段階における発達障害のある生徒が抱える悩みとして、思春期における自尊感情と、自己の障害特性や抱える課題を受け入れることとの折り合いがつかず、結果として適切な指導・支援を受けることができないこととなる場合もある。

さらに、中学生の発達段階は一般的に、中学校卒業後の直近の進路だけでなく、将来、自分はそのような職業につき、どのような大人になるのかといった、自分の将来像を意識するようになる時期である。発達障害のある生徒の場合、自己の障害特性や課題と自己の長所について、十分に自己認知・自己理解ができていない場合も想定され、自己の特性を踏まえた自分の将来像を具体的にイメージできないことから、学習意欲も十分に持てないという状態になる場合もあると考えられる。

こうしたことから、発達障害のある中学生に対する適切な支援のためには、特別支援教室における指導においても、生徒の心理的安定を図るとともに、生徒本人に進路や将来に向けての見通しを持たせるという観点が必要である。また、指導以外の時間においても、相談を受けられる体制を整え、生徒の抱える課題に適切に対応していくことが必要である。

### (2) 相談機能について

特別支援教室の導入に伴い、中学生の発達段階における適切な支援のために、在籍校において相談機能の充実を図っていくことが求められる。

ここで言う相談機能とは、生徒の抱える課題に応じて、生徒の心理的な安定を図るとともに、学習意欲の喚起や生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、生徒本人が自己の長所や短所を自覚し、かつ、将来の自己イメージを持てるようになるための支援などを行うことである。特別支援教室における自立活動の指導項目によっては、自立活動の指導が相談機能の一側面となることもある。また、指導の時間以外でも、放課後等の時間を活用して、生徒の悩みの相談を受ける中でこうした機能を果たすことも考えられる。

これらは教員一人だけで果たせるものではなく、次の(3)でも述べるように、巡回指導教員と在籍

校の教職員との連携・役割分担や臨床発達心理士等の外部専門家の活用によって、充実させていくことが期待される。

### (3) 相談機能における巡回指導教員と臨床発達心理士等の連携の在り方

相談機能の充実のためには、巡回指導教員と在籍校における特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、進路指導主任、養護教諭等の教職員やスクールカウンセラーとの連携・役割分担と、臨床発達心理士等の外部専門家の活用により、指導や支援において相談機能を充実させていくことが重要である。

そこで、外部専門家として臨床発達心理士等を活用し、対象生徒が抱える困難さを的確に把握するとともに、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を受けられる体制を整えていく。特に中学校では、小学校において求められる役割に加えて、以下の二つの役割が重要である。

#### ア 発達段階を踏まえた教員への助言

中学生の発達段階では、複雑化する人間関係や将来への不安、さらには二次障害への対応が課題となってくるため、生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、生徒本人が将来の自己イメージを持てるように支援することが重要である。そのため、臨床発達心理士等が、専門的立場から、巡回指導教員や在籍校教職員へ生徒の支援方法に係る助言を行う。

#### イ 生徒本人・保護者に説明する際の支援

支援を必要とする生徒本人及びその保護者に対して、適切な支援を敬遠することのないよう、生徒の自尊感情に配慮しながら、障害に対する自己理解と支援に関する合意形成を図り、適切な支援につなげることが重要となる。そのため、巡回指導教員や在籍校教職員が生徒・保護者に対して支援の必要性等を説明する際に、必要に応じて、臨床発達心理士等が専門的な見地から助言を行う。

### (4) 相談機能を果たすために巡回指導教員に求められる役割

#### ア 適切な進路情報の提供

中学生の発達段階においては将来の進路への不安を抱きがちであると考えられることから、特別支援教室における指導やその他の場面における支援において、中学校卒業後の進路を生徒本人に意識させるアプローチが必要となる場合も多い。そのため、巡回指導教員は、在籍学級担任等と連携し、高等学校を始めとする多様な進路先について、生徒の特性や希望に応じて具体的な情報を提供する。

そうしたことから、巡回指導教員は在籍学級担任等と連携して進路指導を充実させるために、中学校卒業後の多様な進路先についての具体的な情報を持ち、適切に提供することが求められる。

#### イ 発達段階を踏まえた相談

発達障害のある生徒に対する発達段階を踏まえた支援のためには、将来、社会に出た時にどのような大人になりたいかについてのイメージを持てるように支援をし、さらに、将来の自己像を目標

としたキャリア設計を想定し、現在の学習上、生活上における意欲を喚起するというアプローチも有用と考えられる。

その場合に、巡回指導教員は、臨床発達心理士等の助言も得ながら、発達障害のある生徒の個々の特性や課題、長所を踏まえて、生徒本人の自己理解、自己認知を促すとともに、自分の将来のイメージを持てるように促し、現在の生徒本人の頑張りを支援していくというアプローチが求められてくる。

そのためには、巡回指導教員は、日頃から、発達障害のある生徒の進路先の情報について精通しておく必要がある。また、発達障害のある生徒が成長して大人になった時に、抱える困難さにもかかわらず、どのように社会参加ができたかという点についての具体的な事例を示せることが望ましい。

## 第8章 教員の専門性

## 1 巡回指導教員に求められる専門性

### (1) 巡回指導教員の専門性向上の必要性

特別支援教室が全ての都内公立小学校に設置され、在籍校という身近な場で指導を受けることが可能となるとともに、児童・保護者及び教職員の発達障害教育への理解が深まり、指導を受ける児童が増加している。都内公立中学校にも設置されることによって、小学校から引き続いて指導を受ける生徒が増加するとともに、生徒・保護者及び教職員の理解が広まり、中学校段階で指導を希望する生徒も出てくることも予想される。中学校でも、対象生徒の増加により巡回指導教員が増加することが見込まれ、これまで特別支援教育を担当したことの無い教員や教職経験の浅い教員が巡回指導を担当する状況も想定される。また、これまで通級指導学級を担当していた教員は、OJTの担い手としてや拠点・巡回校グループの中核としての役割が期待されている。

したがって、中学校においても巡回指導教員の専門性の向上は不可欠であり、そのための研修体制等の整備が急務である。

一方、特別支援教室は全ての中学校に設置され、授業時間の多くの時間は通常の学級での授業を受けている生徒が対象であるので、中学校の通常の学級での指導形態や指導内容についても理解を深める必要がある。そのため、教職経験の浅い教員は、通常の学級と特別支援教室の双方の教育課程について研修が必要である。

### (2) 巡回指導教員に求められる専門性

#### ア 対象生徒の障害の理解

発達障害等の障害の種類の特徴に関して、知識を深めることはもちろんであるが、生徒一人一人が抱える困難さがどのような障害に起因するかを理解するとともに、困難さを改善するための手立てを見いだすことのできる専門性が求められる。

特に、小学校から引き続いて特別支援教室で指導を受ける生徒については、小学校での指導の成果を参考にして、中学校の特別支援教室で指導すべき課題を検討することが必要である。

つまり、対象生徒の状況や今後予想される中学校卒業後の進路選択時の課題等に応じて、どの困難さを優先して指導していくかなどに関して、判断できる専門性が求められる。

#### イ 特別な指導を実施する教育課程に関する理解

特別支援教室での指導の目的は、対象生徒が抱える困難さを改善して在籍学級の中で円滑に学習ができるようにすることである。そのため、まずは、通常の学級の教育課程の十分な理解が必要である。その上で、特別な指導の実施に関する中学校学習指導要領における位置付けや、特別支援学校学習指導要領における自立活動の目標と内容に関する理解が必要となる。

具体的には、個々の生徒に指導する具体的な内容は、自立活動の6区分の下に示された27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらに関連付けて設定することが重要である（特別支

援学校学習指導要領 平成 29 年 3 月公示)。自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いが、効果的である場合は生徒の集団を構成して指導する形態も考えられる。しかし、自立活動の指導計画は、個別に作成することが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが必要である。

#### ウ 具体的な指導内容・方法や教材・教具作成に関する能力

対象生徒の障害特性や困難性を踏まえ、在籍学級での学習状況や集団参加状況の改善につながる指導内容・方法を立案し、その指導内容・方法に応じた教材・教具を準備できる専門性が必要となる。この際、指導内容・方法や教材・教具が在籍学級においても有効に活用されることが望ましい。

また、教材作成は、特別支援教室専門員も担うことになるので、どのような目的で、どのような教材が必要なのかを的確に伝えなければならない。

#### エ 調整能力や相談対応力

特別支援教室での特別な指導は、生徒一人一人の状況に応じて実施されることから、各中学校の管理職をはじめ、在籍学級担任や教科担任、部活動の顧問など学年を越えて関係する教職員に、指導内容・方法について説明し、それらの教職員の理解や協力を得ていく調整能力が巡回指導教員には求められる。また、生徒・保護者などからの相談に対して、共に改善を図ろうとする姿勢を引き出す力が求められる。

### (3) 巡回指導におけるOJTの実施

巡回指導を実施する際には、特別な指導の経験がある教員と、特別支援教育を担当したことのない教員や教職経験の浅い教員等を組み合わせ、実際の指導場面で専門性の高い教員が他の教員に対して指導・助言できるOJTの実施体制を構築することが重要である。

様々な専門性を有する教員によるOJTの実施体制を確立することを可能とするためには、各区市町村教育委員会において拠点・巡回校グループの編成の仕方を工夫する必要がある。さらに、区市町村教育委員会が管内の学校での臨床発達心理士等からの対象生徒の指導に関する助言を記録、分析し、巡回指導教員に示すことで、巡回指導教員の専門性の向上を一層図ることができる。

### (4) 各教育委員会が実施する発達障害教育に関わる研修

#### ア 区市町村教育委員会が実施する研修

巡回指導教員の専門性向上には、学校単位、拠点・巡回校グループ単位での研修が効果的である。巡回指導教員には、発達障害に関する一般的な知識に加え、生徒一人一人への指導に関する事例検討等、具体的な指導内容・方法に関する研修が必要である。

また、巡回指導教員の指導内容・方法に関する専門性を高めるためには、区市町村教育委員会が、

巡回指導教員の実践等を、保護者や通常の学級の担任、その他住民に向けて発表する機会を設けるなどの工夫が必要である。例えば、モデル区市では、当該教育委員会が巡回指導教員を講師として、教員向け研修会や保護者向け説明会を実施している。

さらに、巡回指導教員の巡回校での時間割や教員と相談する内容や時間を調整する能力など、巡回校の特別支援教室を運営する力を高めるには、通級による指導の経験が豊富で拠点校の実務を中心的に担っている主任教諭等を対象とした研修の機会を設けるなどの工夫が必要である。

#### イ 都教育委員会が実施する研修

都教育委員会は、全都の巡回指導教員の専門性の向上に向け、東京都教職員研修センターで実施する巡回指導教員を対象とした研修の充実を図っていく。「教科等・教育課題研修」における発達障害教育に関わる研修については、基礎(Ⅰ)、充実(Ⅱ)、発展(Ⅲ)へと段階的に実施していく。

【表 「教科等・教育課題研修」における発達障害に関わる研修】

平成 29 年度	
〈特別支援教育ⅠA〉 「通常の学級における発達障害教育」	対象:小・中 150名
〈特別支援教育ⅠC〉 「特別支援教育における児童・生徒理解と指導の充実」	対象:小・中 390名
〈特別支援教育ⅠE〉 「発達検査、知能検査の基礎知識の理解と活用」	対象:幼・小・中・高・特 400名
〈特別支援教育ⅡA〉 「学習障害のある児童・生徒の実態把握と授業づくり」	対象:幼・小・中・高・特 400名
〈特別支援教育ⅡB〉 「障害特性に応じた支援のポイント」	対象:小・中・高・特 150名
〈特別支援教育ⅢA〉 「特別支援教室における児童・生徒理解の推進」	対象:小・中・特 350名
〈特別支援教育ⅢB〉 「発達障害の理解と検査結果を生かした指導計画の作成」	対象:幼・小・中・高・特 100名
〈特別支援教育ⅢC〉 「発達検査、知能検査を生かした指導の推進」	対象:小・中・高・特 100名

#### (5) 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能の活用をより効果的なものとするためには、区市町村教育委員会が特別支援学校に対し、一つの拠点・巡回校グループに1学期間等の一定期間を定め、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が派遣されるよう計画的に依頼することが有効である。このため、各区市町村教育委員会が特別支援教室の状況を的確に把握し、どの拠点・巡回校グループに対し優先的に専門性向上を図るのか、どのレベルまで向上させるのか等の計画を立て、特別支援学校に対し派遣依頼をする必要がある。さらに、区市町村教育委員会は、専門性の向上が図られた特別支援教室を

拠点にし、その成果を他の特別支援教室や在籍学級等に普及させることが重要である。

センター的機能を活用して、例えば巡回指導の際に特別支援学校の教員の派遣を依頼し、生徒一人一人の実態の把握や、授業研究を通じた個に応じた指導内容・方法、教材の在り方などについての助言を受けることにより、巡回指導教員の専門性向上が期待できる。ただし、特別支援学校の教員は中学校教育の専門家ではないことから、巡回指導教員自らが主体的に専門性を向上させる姿勢が不可欠である。特別支援学校の教員には兼務発令がなされていないことから、直接生徒の指導は行えず、巡回指導教員への助言者であることに留意する必要がある。



## 第9章 理解促進

## 1 校長・副校長のリーダーシップの強化

特別支援教室での巡回指導の実施に伴い、各中学校の校長は、特別支援教室の運営を加えた特別支援教育推進の取組を、学校経営方針に位置付ける必要がある。また、特別支援教室の教育課程届は、特別支援教室を設置する全ての学校で作成し、設置者に届け出なければならない。各校の特別支援教育の推進は、校長のリーダーシップの発揮いかんによって大きく変わると言われている（平成29年3月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」）。例えば、校内委員会の運営、特別支援教育コーディネーターの指名と活用、学校内外の人材活用、特別支援学校等の関係機関との連携など、校内における特別支援教育体制の構築は、校長のリーダーシップによるところが大きい。

このため、都教育委員会は平成27・28年度の2か年で、東京都教職員研修センターにおいて小・中学校及び高等学校の校長・副校長を対象とした<sup>レ</sup>悉皆研修を実施し、学校経営の中心となる管理職として、発達障害教育への理解促進と、各学校における組織的な特別支援教育を推進する能力の向上を図った。今後は、教育管理職選考合格者、校長職候補者に対して、発達障害の理解等について研修を実施し、各職層に求められるリーダーシップの強化を継続的に図っていく。

東京都教職員研修センターでの研修に加え、各区市町村教育委員会は、特別支援教室の導入計画、巡回指導教員の配置や服務管理等、具体的内容について校長・副校長に周知し、リーダーシップの強化を図っていくことが重要である。

## 2 全ての教職員の理解促進と指導力の向上

### (1) 全ての教職員で取り組む発達障害教育

発達障害のある生徒は、ほとんどの学級に在籍することが推測され、特別支援教室で特別な指導を受ける生徒は、ほとんどの時間を通常の学級で学んでおり、また、特別な指導を受けていない発達障害のある生徒は、通常の学級のみで学んでいる。このように発達障害のある生徒は、巡回指導教員以外の在籍学級担任や教科担任等の指導を受けているため、全ての教職員が発達障害への理解を深めることや、障害の状態に応じた適切な指導・支援が実施できることが重要である。

### (2) 校内での研修等による専門性の向上

全ての教職員が発達障害教育についての専門性を高めるためには、講義形式の研修を実施するだけでなく、多様な形式の研修を様々な場面で設定することが有効である。

#### ア 校内研修会

主に巡回指導教員や特別支援学校の教員等が講師となり、一般的な発達障害に関する知識に加え、事例研究等を含めた以下の項目を盛り込んだ具体的な研修を行う必要がある。

- (ア) 発達障害のある生徒の障害の特徴
- (イ) 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用方法
- (ウ) 発達障害の状態に応じた個別の指導
- (エ) 関係支援機関等の活用
- (オ) 保護者との連携
- (カ) 校内支援体制の構築と教職員間連携 など

## イ 授業研究

通常の学級の授業研究においても、発達障害のある生徒を含めた、全ての生徒が興味・関心を持って意欲的に学習に取り組める授業の在り方を検討することにより、発達障害のある生徒への指導・支援にもつなげていくことができる。具体的には、「授業の流れを伝える」「板書を見やすくする」など、全ての生徒にとって分かりやすい授業をすることである。また、授業後の協議会等で多くの教員が意見交換を行うことで、発達障害教育の理解を深める一助となる。

## ウ OJT

巡回指導教員が通常の学級での授業観察を行う際、在籍学級担任や教科担任は巡回指導教員から生徒の実態把握の方法や、指導の手立て、教材や補助具の作り方と活用の仕方などを学ぶことができる。

### (3) 区市町村教育委員会が実施する研修会等

区市町村における集合研修では、発達障害教育の今日的課題や、各区市町村の特別支援教室の導入計画や仕組み等について研修を行い、全ての教職員の共通理解を図ることが必要である。

### (4) 都教育委員会が実施する研修

都教育委員会は、発達障害教育に関する理解を促進するため、管理職(候補者を含む。)研修や「教科等・教育課題研修」の充実を図るほか、公立小・中学校の教員を対象に教職経験や担当分掌等に応じた研修の充実を図っていく。

東京都教職員研修センターでは、この他に区市町村教育委員会等からの申請に基づき都教委訪問を実施し、発達障害教育及び校内体制の構築等に関する「発達障害のある児童・生徒の理解と支援」、「特別支援教育の理解のために」といった研修を設定している。

## 3 全ての生徒の理解促進

特別支援教室の導入により、対象生徒は特別な指導を在籍校で受けることになるため、対象生徒がどのような指導を受けているのかについて、他の生徒が理解しておくことは極めて重要である。

公立小学校の特別支援教室を利用した児童や周囲の児童が、今後公立中学校に進学してくる状況に

なる。既に特別支援教室について一定の理解をしているものと考えられるが、各中学校は生徒の出身小学校での状況について、小学校と連携し把握することに努める必要がある。小学校在学時に特別支援教室の説明を受けている生徒であっても、中学校での特別支援教室の概要について、中学生の発達段階に応じた説明を改めて行い、通常の学級での学習の際の配慮事項等について理解を促すことが必要である。

## 4 全ての保護者と地域住民の理解促進

### (1) 通級指導学級で指導を受けている生徒の保護者の理解促進

公立中学校での特別支援教室の導入に際し、現在、通級指導学級で指導を受けている生徒の保護者が、特別支援教室の設置目的や巡回指導の意義について理解できるように、丁寧に説明をする必要がある。その際に、中学校での特別支援教室の指導は、原則として在籍校で受けることになるが、指導上の必要により、在籍校以外で指導を受ける方が効果的な生徒は、例外的に他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能であることを説明することも必要である。

### (2) 全ての保護者と地域住民の理解促進

発達障害教育について、各区市町村教育委員会や各小・中学校はその役割に応じて、都教育委員会が行う理解促進の取組に加え、各区市町村の住民や各小・中学校の保護者等に対する理解促進を図っていく必要がある。

各中学校の保護者に対しては、保護者会等の機会を利用して校長等が特別支援教室の説明を行い、理解促進を図ることが重要である。また、小学校の保護者に対しても、これまでの小学校での特別支援教室の説明に加え、中学校での特別支援教室の概要について説明をすることが有効である。

また、区市町村教育委員会は、中学校での特別支援教室の円滑な導入に向け、地域住民の理解を得るため、小学校での導入時と同様に中学校での特別支援教室の導入概要や導入スケジュール等について周知を図る必要がある。このため、広報誌の作成・配布や必要に応じて説明会の開催等が有効である。

一方、小学校で特別支援教室での指導を受けてきた生徒の保護者は、小学校で受けていた指導の継続を望む場合もある。中学校の特別支援教室における指導目標を設定する際には、小学校の指導内容を踏まえつつも当該生徒の状況の変化や中学校卒業後を見据えた取組の必要性など、発達段階に即した新たな課題にも対応した指導内容、指導方法、指導時数等を検討することが大切であることなどを丁寧に説明することが重要である。